

施策 No.45 共創によるまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	126～127
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	12	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	0
成果	共創のまちづくりの推進に向けて、市民参画、広聴・広報活動を着実に実施した。 市民意識調査の結果を受け、市民参画促進における具体策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	令和5年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、「共創」の実現に向けて、市民参画、広聴・広報活動を更に充実させていく。 従来からの市民参画、広聴・広報活動を着実に実施しながら、「共創」の実現に向けた新たな取組に着手していく。						
課題	市民参画、広聴・広報活動について、既存の取組については順調に取り組むことができているが、市民と共にまちづくりに取り組む「共創」の実現のためには、青壮年世代を含めた幅広い世代の参画を促進する必要がある、既存の取組を更に充実させるとともに、新たな仕組みづくりの構築も必要となる。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 共創のまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	新座市自治憲章条例の理念に基づき、市民や各種団体、民間企業などが共にまちを創るパートナーであることを認識した上で、将来都市像とまちづくりのプロセスを共有し、新座市の新たな魅力や価値を共に創り上げていきます。	B	・新座市自治憲章条例の周知を図るため、二十歳の集いでパンフレットを配布するとともに、新規採用職員に対する研修を実施した。 ・総合計画推進のために新たに設置した政策評価委員会では、共にまちを創るパートナーとして、市内団体、民間企業及び公募市民から委員を選出し、行政評価の実施に向けて認識の共有を図った。	政策課
2	民間企業や大学などと更なる連携を図り、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。	B	・市内3大学や日本郵便株式会社との包括協定により、庁内における各種審議会委員（各計画策定委員も含む）等の委嘱や講師派遣事業、団体の特性を活かした連携事業、地域ボランティア活動への協力等により、市民サービスの向上を図った。	政策課
(2) 市民参画の機会の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、幅広い市民に対して、様々な機会を作り、広く参画を呼び掛けるとともに、まちづくりへの参画に対する意識の高揚を図ります。	B	・共創のまちづくりの推進に向けて実施した市民意識調査の結果を踏まえて、より効率的で効果的な市民参画の具体策について検討を進め、市公式LINEや電子申請システムの活用による市民参画の在り方について検討を行った。	政策課
		B	・市民参加による市政推進の一環として、「新座市長とタウンミーティング」を3回実施した（市役所、中央公民館、西堀・新堀コミュニティセンター）。	秘書広聴課
4	各種審議会や委員会等へ市民公募枠を設置し、市民目線の意見を把握するとともに、日頃意見を出すことのない方々の思いを市政に反映させるため、市民の声を幅広く収集できる仕組みの確立に努めます。	B	・附属機関等における審議を活性化させ、市民参画の一つとして市政への関心を高めるため、市が事務局となる附属機関等において公募による市民委員枠の設置について全庁に周知を図った。 ・新たな市民参画の仕組みとして、人材バンク及びモニター制度の活用について検討を行った。	政策課
		B	・若い世代の意見を市政に反映させるとともに、市政に対する理解と関心を深めてもらうため、小・中学生と市長との懇談会、未来の市長作文、市内3大学学生と市長との懇談会を実施した。	秘書広聴課
5	市民ニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度、ワークショップなどの多様な手法を取り入れ、幅広い世代の市民の意見を聴くとともに、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程における市民参画の機会の確保に努めます。	B	・共創のまちづくりの推進に向けて実施した市民意識調査の結果を踏まえて、市公式LINEや電子申請システムを活用した市民参画の在り方、具体策等について検討を行った。 ・（仮称）三軒屋公園等複合施設整備に係るワークショップとして、意見交換会を全4回実施するとともに、各種計画の策定段階で市民アンケートを実施するなど政策形成過程において市民ニーズを把握するための様々な手法を取り入れた。	政策課
		B	・新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメントを5件実施した（新座市マンション管理適正化推進計画、第3次いきいき新座21プラン、新座市災害廃棄物処理計画、新座市水道施設再配置基本計画、第3次新座市子ども・子育て支援事業計画）。	秘書広聴課
(3) 広聴・広報活動の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6	まちづくりの課題や市民ニーズを把握するため、定期的な市民意識調査や市長への手紙、メールなどの制度を実施するほか、直接市民と対話できる機会を確保するとともに、時代に即した多様な広聴活動の充実を図ります。	B	・市長への手紙、ファックス、メールにより、市民からの意見の把握に努めた（手紙：62件、ファックス：2件、メール200件）。また、それらの意見及び市からの回答について、広聴の概要としてまとめ、市ホームページに掲載した。	秘書広聴課
7	多様な情報提供手段の特性を踏まえながら、市民に分かりやすく伝わるよう市政情報を発信します。	B	・全戸配布により幅広い世代に情報提供できる広報、大量の情報を安定的に掲載できるホームページ、能動的に情報を取得し情報の拡散力が高いSNSなど各情報発信ツールの特性を踏まえながら、分かりやすい言い回しで情報が伝わるよう情報配信を行った。 ・課題である市公式SNSの登録者数を増やすため、広報紙や市民課前モニターへの広告掲載、公共施設でのポスター掲示、イベントや公民館などのスマートフォン講座でのチラシ配布を行った。	シティプロモーション課
(4) 開かれた市政の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
8	情報公開制度の適正な運用を図り、市民に信頼される開かれた市政を推進します。	B	・情報公開条例に基づき、市の保有する情報の公開の総合的な推進を図るとともに、公文書開示請求等に対する開示等を行った。	総務課
9	各種施策や事業の進捗状況、結果等について、年次報告書等により市民に対する説明の機会の創出に努めます。	B	・各種計画の策定段階等において住民説明会や意見交換会を実施するなど、市民に対しての説明機会を確保するとともに、市ホームページや広報にいざ等を活用して市の施策や事業の進捗状況について公表した。	政策課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
公募による市民委員枠を設けている附属機関等の割合	8.00%	11.76%	12.64%				15.00%	B	政策課
市民意識調査の回答回収率	43.80%	47.90%	実施なし				50.00%	B	秘書広聴課